

2020年4月14日

学生の皆さんへ

学長 小林 清一
(危機管理委員会委員長)

全学の休校措置および休校の期間に関わる注意事項について

1. 全学の休校措置に至る経緯

本学では、新型コロナウイルス感染症防止対策（①マスクの着用と手洗い・手指消毒の励行、②発熱・体調不良者や国内・国外旅行者への自宅待機の指示、③講義室の個人別座席指定、演習室・ラウンジの人数制限、室内の定期的な換気や近距離での会話・発声の禁止などで「三つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）」を回避）を徹底し、4月3日から2・3・4年次生、4月6日から新入生対象のガイダンスや授業を開始してきました。

しかし、4月9日以降北海道や札幌市において、新型コロナウイルス感染者が再び急増する状況に陥り、4月12日に北海道と札幌市は「緊急共同宣言」を発出し、特に札幌市の小・中・高等学校等ならびに札幌市内および札幌市からの通学生の割合が高い近隣の高等学校等について休校の措置を講じる事態となりました。

また、本学では、発熱等風邪症状等の欠席者が増加する等の状況があり、

2020年4月15日（水）から2020年5月17日（日）までの間、全学休校措置を取ることにしました。状況により延期される場合は、改めて通知します。

なお、今年度の学外実習についてはすべて中止し、学内実習に振り替える予定です。

2. 休校の期間に関わる注意事項

休校期間の注意事項については、以下のとおりとします。既に配布されている「新型コロナウイルス（COVID-19）感染防止に向けた対応 別冊」も参考に、一人ひとりが自覚をもった行動に努めてください。一人の責任ある行動が命を助けることとなります。

1. 不要不急の外出はしないこと。
2. 自宅以外では必ずマスクを着用すること。
3. 手指衛生を徹底して行うこと。
4. 必ず朝、夜に検温をして「体温管理表」に記入すること。
5. 三つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）が揃う場所には出入りしないこと。
例えば、イベント・集会、ライブハウス、カラオケボックス、スポーツジム、居酒屋、自宅での飲み会などが該当します。
6. 三つの密の環境下でのアルバイトは禁止すること。
7. 国内外の旅行を禁止または自粛すること。
特に国外と非常事態宣言の出された7都府県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県）については、旅行を避けること。やむを得ず旅行する場合は、事務局学務課へ連絡し、帰宅後2週間は自宅待機となることを予め理解しておくこと。
8. 道内外の帰省は、できるだけ自粛をすること。
9. 休校中の授業に対する措置は、改めて授業科目担当者から Office365 またはメールにより通知する。
10. 教科書の購入、奨学金に関する申込み手続き、再試験受験料の支払いなどについて、学務課から個人別に登校をお願いする場合があること。
11. 自分の部屋等で過ごす際には、定期的に換気すること。
12. 自分自身の体調を整えるために、栄養と睡眠を十分にとり、体力の維持・増進に努めること。